

京都府南部消防指令センター共同運用について

1 消防指令センター共同運用

各消防本部が個別に運用している消防指令センターを 1 か所に集約し、消防指令業務（119 番受付、部隊の出動指令、指令管制等）を共同で行うこと。

2 共同運用検討経緯

- (1) 平成 1 8 年 6 月 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
- (2) 平成 1 8 年 7 月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」消防庁告示
- (3) 平成 2 1 年 3 月 「京都府消防体制の整備推進計画」京都府策定
- (4) 平成 2 9 年 4 月 「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」消防庁通知
消防指令センターの共同運用等、消防の連携・協力を推進。
- (5) 平成 3 0 年 4 月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」一部改正
- (6) 令和 3 年 7 月 「京都府消防体制の整備推進計画」京都府改定
京都市・南部地域において、令和 7 年度までの 5 年間に消防指令センター共同運用に向けた検討開始が示される。
- (7) 令和 3 年 1 1 月 「京都府南部消防指令センター共同運用検討会」立ち上げ
京都府南部 9 消防本部及び京都府にて協議・検討を開始。

3 京都府南部 9 消防本部

構成 1 6 市町村（8 市 7 町 1 村） 管轄人口計 約 2 1 7 万人

- (1) 京都市消防局（京都市）
- (2) 宇治市消防本部（宇治市）
- (3) 乙訓消防組合消防本部（向日市、長岡京市、大山崎町）
- (4) 城陽市消防本部（城陽市）
- (5) 八幡市消防本部（八幡市）
- (6) 京田辺市消防本部（京田辺市、井手町、宇治田原町）
- (7) 久御山町消防本部（久御山町）
- (8) 相楽中部消防組合消防本部（木津川市、笠置町、和束町、南山城村）
- (9) 精華町消防本部（精華町）

4 共同運用により期待される効果

- (1) 住民サービスの向上
 - ア 災害情報の一元管理により、複雑・多様化する災害へのより効果的・効率的な対応
 - イ 大規模災害発生時の消防相互応援協定運用の迅速化
- (2) 消防体制の充実・強化、財政面の効果
 - ア 消防指令システム、消防救急デジタル無線の高機能化及び強靱化
 - イ 指令システムの集約による整備費用及び維持管理費の低減

5 今後の取組み（予定）

- (1) 令和 5 年度 設計業務
- (2) 令和 6 年度～令和 8 年度 整備
- (3) 令和 9 年度 第 1 期運用開始
- (4) 令和 1 2 年度 第 2 期運用開始